

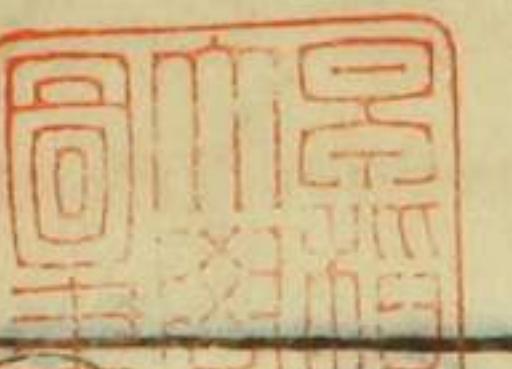


官位訓

三

9

ワ 3
3104
3止



官位訓 卷之三目錄

一

本朝將軍之事

并 坂上田村丸の趣

附 本宮義仲之事

事

二

日か惣巡猶使之事

并 在大内頼朝之事

事

三

織田信長之事

并 豊臣秀吉之事

事

四

渡和辨字別當之事

并 将軍宣下の沙汰

事

源氏の所みり事

五 広島官の事

六 呼名の事

七 系縁金百官の事

并 求女丹下の次第

八 史領の事

并 五畿七道のそれ代事
并 清和天王舊紀のノ骨
親王玉努の事

九 大守の事

并 武事官領の起

十 檻察使の事

并 狙刀長支代事

十一 秋田の城の事

并 出羽の雪の名前の起
附 雄傷の城の事

十二 大宰府の事

并 九列二鴨お紫草城の事

十三 大貳小貳の事

并 小野鈴に毛野の事

官位剖卷之四目錄

一 記錄而更

後醍醐天皇接民乃沙汰

二 雜樂寮事

朝百物而樂事而獻而年譜

三 王臣羌別更

品位の沙汰

四 菅家内附事

帆部の沙汰

附 光榮事と内附事
の事とあく偽私事の事

五 爰家代御車

并 日野中納云賀朝代御子阿利魯の
沙治附 大納云宣房マノ御車

六 官女車うちとて書吏

并 使御車代御車

七 參儀佐署代車

并 京宮陰圓の轎と
姓鈴後名れ鈴后の沙治
并 長襦坂御車代御車と

八 勾當内侍の車

并 女を云れ

九 准大臣代御車

并 車政官よりの沙治
久我基良公舟車代御車

十 准三后代御車

并 脚后の車

十一 行跡の発代御車

并 行跡法持あらゆる跡。云方山の跡。
清華御つるの沙治

附

○僧勢代御車

○後川院御えの車。大僧正車

○寂山三門代御車

○三上の檢挾の車。

○南院もつたの車。二井の老吏の車

○車船守の車

官位訓卷之二

一 本朝の軍乃事

本朝將軍の始と源賴朝と曰ひる者を下りてあり。後まき傳より
源師の元始は、壬辰最初神武天皇東征の時也。乃命令を以て軍
師を立す。毛物部氏の始祖なり。至後十代御祚天皇十年、小
臣通れぬ軍小令として宮方の事と云ふ。ひ將軍乃主もより
起とてうなんむとひうまつて獨鈞でとそりてとひじくふる毛
ち忠巡補はん半とすまくのニリゆめべー。歴十二代
景行天皇二十年、小皇子日本武尊といひて大將軍タケシマ也。
武日武彦二人の命と左右の副ねきて東夷と征伐し

統十五代神功皇后三韓と伐治ひて然ちぬ軍とす
アラニモアリヘト治めく。徳也府ノ称も是より參り
日下四中ヨハナシテ東夷背ヤシキ帝都ト藝多^{アサヒ}
シテ^{トウ}東征ノぬ軍と云々四司北布小防也の府と往レ
シテ^{トウ}東征ノ軍と云々四司北布小防也の府と往レ
邊要ノ發^{ハシ}トシム。甲十五代聖武天皇の御宇にシテ由
ヨリ又五十二代後醍醐天皇は御内文屋錦丸征夷^{ヒヨウグン}
小姓スミトモアリ征夷^{ヒヨウ}の軍の号なり又坂上南村丸ハ征夷^{ヒヨウ}
ぬ軍と称び參議藤原忠^{タケマツ}ニシテ東夷^{ヒヨウ}の軍と傳
ラル其後久しく中絕^{ハシブ}アリ本朝義仲^{ヨシムカ}小名^{シメ}アリテ
兵權^{ヒゲン}ト執^{ハシム}日^{ハシム}征夷大將軍小任^{ハシム}アリ^{モキナ}次^モ獨鈞^{ハシム}

あ了じぬ軍の中興^{ハシム}トシテ。本寓義仲^{ヨシムカ}ナシテ

(一) 四本惣追捕役^{ハシム}の事

ぬ軍補任^{ハシム}ノふくを凌ゆく軍事^{ハシム}アソトシアリ
あり族多^{ハシム}アリ下ふ滅^{ハシム}アリナリ。日本惣追捕役^{ハシム}
もアリ其名^{ハシム}兼金源^{カイキンゲン}二位在之の賴朝^{ハシム}アリ是賴朝^{ハシム}雅^{ハシム}
ト改^{ハシム}シ候^{ハシム}アリ下^{ハシム}小^{ハシム}野^{ハシム}。平家^{ハシム}の城徒追付^{ハシム}功賞^{ハシム}
アリテ後白河院^{ハシム}アリ下^{ハシム}小^{ハシム}野^{ハシム}。平家の城徒追付^{ハシム}功賞^{ハシム}
アリテ海内^{ハシム}藩侯^{ハシム}ノ任^{ハシム}アリ。本家の株榮^{ハシム}アリ上代も
アリモアレ^{ハシム}色^{ハシム}アリ^モ。本家の株榮^{ハシム}アリ上代も^モ天下代^{ハシム}
アリテ政法^{ハシム}と云^{ハシム}先日本の有^{ハシム}アリ^モとナリ^モ心^{ハシム}アリ

頼朝タケミコロをえ從タマシテなりぬ軍と海シマの御ミササギすタマシテあれど左衛門サムライの
もトタマシテ小かコトハりり候タマシテるやとアラスタマシテよ代タマシテと中納ミナガを參タマシテ候
也タマシテ此タマシテ小姓コトハニシ改タマシテ小田村オノダムラをハニ佐タマシテ大納オカナガあくタマシテくぬ軍タマシテと焉タマシテ
モアリ活タマシテ鑑タマシテ云の三男ミツメイをきタマシテらニ位タマシテ新中納シミナガ云タマシテあくタマシテくぬ
軍タマシテナリハキタマシテ上代タマシテわは鐵タマシテとタマシテかくタマシテ多々タマシテれどタマシテ宣タマシテ小志
るタマシテよなタマシテす頼朝タケミコロ乃タマシテヒ男タマシテ頼家タケミコトハニ清タマシテ骨タマシテと將軍
ナリタマシテ金タマシテ寶タマシテ鉢タマシテと右大臣タマシテかくタマシテ軍タマシテナリ小東タマシテ乃タマシテ代タマシテ
代タマシテよかタマシテと身タマシテの後タマシテよ重タマシテそタマシテて重タマシテおもタマシテ親王タマシテ孫タマシテ故タマシテ
乃タマシテ志達タマシテと招タマシテこありタマシテてぬ軍タマシテと治タマシテさすタマシテ西タマシテ備タマシテ權タマシテ之納
云タマシテ頼朝タケミコロとタマシテひタマシテもえタマシテ御寺タマシテの冥タマシテ白通タマシテ家タマシテ云の四男

多く夜タマシテあらわタマシテくタマシテと宣東源氏タマシテ乃タマシテ家督タマシテと續タマシテくタマシテ便タマシテ
將軍タマシテとタマシテゆめ候タマシテ。かくタマシテ人タマシテ宣タマシテ八十七代タマシテの希渡源義院タマシテ
乃タマシテ室タマシテ一タマシテ乃タマシテ中勢タマシテ守タマシテ家タマシテの然王タマシテ是タマシテ列タマシテ天タマシテ子タマシテ而タマシテ御タマシテみタマシテれ
たぬ軍タマシテとタマシテ外タマシテ朝タマシテの將軍タマシテねタマシテえタマシテありタマシテそれタマシテぬ軍タマシテの
かりタマシテとタマシテ追タマシテ捕タマシテ役タマシテの要タマシテ止タマシテ奉タマシテとタマシテもよタマシテきタマシテまタマシテをタマシテあけ

(三) 鐵タマシテ圓タマシテ長タマシテ云タマシテ

鐵タマシテ田タマシテの信長タマシテと將軍タマシテと称タマシテしタマシテ書物タマシテありタマシテ不處タマシテ也
古タマシテくタマシテ人のつタマシテひタマシテよタマシテぬ軍タマシテ宣タマシテ下タマシテとタマシテも盡タマシテくタマシテきタマシテお
礼タマシテもく船タマシテ令タマシテの事タマシテよタマシテすタマシテ信長タマシテ云タマシテ候タマシテ一タマシテ位タマシテの右タマシテにタマシテ小
までタマシテふタマシテるタマシテ大タマシテ陸タマシテ小タマシテ田タマシテ小タマシテ姓タマシテすタマシテはタマシテ公方權

大納戸義昭卿御在坐あがくちゆへ極楽院秀吉ひ
を國のめハ城守人モ修下る軍ノ宣下ル者あり
宣下シまき鐵棟梁ノ御式法アレドモ一きふ事モ
の久松大賀小村とくとくの御、あれもナビト人
れ去籍する告一様よむは知りタモ知らヤシ出於
一仰れど承す人と想ひと有トモ承くミアヒル

四 両院の別當年

淳和院辨掌院とソキニヨウツヒヤクモトモヒア
院ノ引急くソチ鐵守別當アリハ總司とソキニ
毛々源氏の氏族ノ事ニ文す而と淳和院辨掌院

之ニ従拂旅宿ノくノ被反押伏代ハ別當アリ
けり猶不よも成帰の孫准三后ノ政之臣義謙云ば
時久松相由奥通云承くは鐵とね軍家ノ進マニ
トモヒコム方の鐵も久松毛源氏ノ棟梁共モ
毛リナリ此處の別當ハ源あら氏ノ御名トドケ

五 武家官の事

太宰記ナラ城守とてあらぬすつ族アリされハ
アラ多ラム方家ハア民家よし居とく富士若
ね軍家アリ所一門されを納戸相由將林ナム少佐マ
ムとソチ近信長ノ次男ニ二位内大臣平信雄

足之父兄即他處の後城を敵にす秀信と守る事
ある小僧く因たてはぬ終ひてうやび信雄云漢の
織田常真とアラトリ松吉あわね軍家即一族も亦
乃ゆりた家人の大名元和松の御方支領後を更ふ
かを約法已上いれおされわら以下乃わ久ある其
職めくをの守に之経せ付くとくに後陽光が立
位のへまくこれ由諸ある大名或も御忠節の
人をかね侍候すへか候ふともや者も九列揮頭をよ
りしむる人と別三主を以撰くとてわらうあり
花院殿の御時今川貞世入通了後將令とゆくと
此

第ノトラレキ本接種急量すされあらやういア作

六 呼名ノ本

世小半く一き名となく四全のノ代耳とおひやんを取
あり或き山家ノ相家ノ丹波の源氏ノ又ハ梯印也
主計の主脇の主と付く官佐をひくるやうに毛
くかをいひにく清もとき事こもゆひあひ下に寄ら
かとう様もと同とくおけり人を先別官と云ひたま
居ノハ左官たりと年内脇をもとを下に領正の
付家かたハもとく字名とつよ物をもととて何者
何者もと用一車え右舊つた事すと村字ケルハ云

ナリテレヒス様が清死親王御主のみと大方徳重
アシ人相を極まりあつてモホハ皆寧久乃類のうち
者もり民家を小別して名うるそくへゆく富町
敵りひこわ軍本門のひとも名がたり大名る
家のものか人の城ともかの玉の名とを又主張
クすきやまと守頼正等の付字をもて大慶ノ當年
官之從六方門一筋八段下を仰ぐと在来より田原
きくと若あら事ニシテモ信玄公階位あると
してつれがてこちくと云間人百姓をもの身と
してましくさうとせんとふりとしか見えども

却て愚翁の陶冶とせざわらすやうにやうのそれ
職方の事と見えまし和名御院へ出でて尋ねうべ
る紙うめと文書をうじりてはまうれじむよても
田やうふか人なりゆく職方を文どもととまを差入
しわくとれどもとみなり

(ヒ) 紙縁金合百官の事

百官とのふだを松石とおぼくわうまわうばく
ねの多きとつとゆく百官とは名付くれども堂
とくのかんな名の從者又門番とあきと
鎮の徳重の小舟と車馬の名も呼びて

内。函。墨。書。り。と。と。と。と。又。縹。含。而。官。と。と。と。
左。賾。獨。母。併。藏。求。女。丹。ト。ナ。ト。と。と。と。ハ。加。毛。
多。一。是。と。東。宮。の。墨。書。内。函。と。と。と。呼。ク。ア。リ。
ト。又。ト。カ。リ。有。羅。念。の。如。是。ト。モ。ト。附。東。百。官。よ。函。
ト。ア。リ。ト。モ。ト。モ。ト。モ。ト。

八
重
鎮
八
半

多領の事あわへ、かくとひのちる、
積きまことされどひく、諸臣レヨレニ入カタマリ小妻コノシメともし
サク人勅令カウラと蒙カウラり立幾カタハナ七ナナ余ヲ分カツアトとのくもせと
おもてを中ハシマの事トモシひく、直隸コウイととふもあ

治政と下草を以て風俗を善めしとまへ守候
所がありあれども一國の郡縣完^{ヒロ}人臣多^シ
居^リるべし中^ニとくにかざめじくがんにゆく様同^シ
等の輔佐^トと至^シまつ政を執^フむれども乞^フと至^シ綱と
之^ヲ勅命^トうひて^{シテ}官領^シうの義^{ナラ}

九
大守の事

たちといふを細あつまくはんのへ守とつてあつひ
うぬ推量のうすと一ふとへんとほりとへ守と四
章下トハ遠きれどもさやぢり世情の事へわざ
とがすと人守とぞとひづよまむ食にまきあれど

荒よりたちとつと日か小ニ太守らく。上源ナガサカのち。
野の太守常陸のちもたら。たちとつと東海に
十五ヶ所の中上総八十二郡あくを強大たり仍て位
ひんす。成西司よ任してハ重政ちそゆりかく。下よりの
てうかす有ふ親王とえく。いくま司よ任す。りと天
守と称す。十六代清和天皇貞觀二年。ア
四品行と急人守本康親王彈正尹と為候よ。上総乃
ちのハシケル。三代実源よ。ありゆき。小親
王司やな。セ終ふ内ハ重務とおほい。さかに。上総
今。重勢と。行ひ候と。承と。奇と。割。一又八重傳と称

す。こえよ。野のちと。公ね印。本く是も東山道八ヶ
画の中あく。上野十四郡強大。人至十代崇神帝乃
第一。豊城皇子始く東征の時。上野下等。あま。山在
びやく。なり。又貞觀。年中小ニ。行兵部卿忠長親王
上野の太守。常陸のちも。同ち。是も貞觀二
年。小二。行軍正。尹。箕陽親王。常陸のちも。りも。れを
人守。の。号。ハ。あり。れ。す。か。と。あ。き。あ。い。づ。き。の。事。を
うつけて。唱。す。ハ。傳。す。

十 檄察使の事

檄察使と。つと。の。名。も。び。一。旗。の。見。ハ。職。ち。り

上代から久く費せらるありと云た中興の陸奥守將軍小
かぢりより是が久からざりよりは府官あり國の國事と
按察すりとよむからりともをもあらへきゆきり人五
四十四代元正帝 粿老年中 小久費せらる按察使成
置くと四十五代聖武天皇の御宇神龜三年正月參
議正三位若系列長房を檢刀の長官として近江守
狹處主の按察使と並びて類ひし其後備主の按察
使と止く陸奥守羽の按察使と至る四十七代廢帝
天平寶字七年後立位上友系胡良田麿又五十四代仁明
天王承和年中大納言友矩胡良房又六十代

清和帝の貞觀元年權中納言平の胡良田^名據告按
察使と任ト終る方數いあり。世中の政勢とくに司の史
すりもされどぞ賊使と制し非遠以換^{シダシ}あすうの事
よりて主をえ城中古びと多くハ大中納言^ノ代
兼常とたれりと人王而代後圓融院康鷹五年四節
中納言^名守^安康鷹陸奥守羽の按察使と並びて附小
かめて後三佐られども人主えゆづ推てを也

(土) 秋田の城事

秋田の城と人の名ふかばへゆる者多々一派内に之僻
事ナラ久玉四十三代元の帝和洞又年陸奥乃^ニ強

人めぐれ、守一人の政たゞひく平治あがむふたり略
に奥の多比田の十二郡と別て出羽のまよすひの貢
賦よ就鷹^{タカ}鷹^{タカ}を外備も代役とさうであつての出
とつまに乍りて出羽のまよづらあれせんのをやと
とれど後^{ハシ}通の半^{ハーフ}からやまとよ依^{ハシ}出羽^{ハシ}よ秋田^{ハシ}
雄^{ガキ}乃^{ガチ}の城と築^{ハシ}常^{ハシ}木^{ハシ}木^{ハシ}とみへと金^{ハシ}と發^{ハシ}勅
とちづれりと其後^{ハシ}をつまふもとありてをひり乃
城と罷^{ハシ}らと十九代光仁帝^{ハシ}寛^{ハシ}泰^{ハシ}十一年^{ハシ}よス秋田^{ハシ}
城と再興^{ハシ}とて出羽の多比守^{ハシ}護^{ハシ}せしゆ^{ハシ}雄^{ガキ}乃^{ガチ}城
と廢置^{ハシ}の後^{ハシ}と本^{ハシ}奥^{ハシ}のまよづらじび秋田^{ハシ}の城と

久安^{ハシ}のと。十三代土川院達保六年三月官友九
郎盛長^{ハシ}が多景^{タケ}盛^{モリ}安羽^{モリ}の權^{ハシ}と^{ハシ}任^{ハシ}ト秋田^{ハシ}の城と
きうちづきの宣旨^{ハシ}成^{ハシ}る同年八月九日叙爵^{ハシ}して從
五位下^{ハシ}となれば例^{ハシ}よ傍^{ハシ}く考^{ハシ}と秋田^{ハシ}の城と大^{ハシ}事
極^{ハシ}ねるにひらく不^{ハシ}りと仕^{ハシ}とくハ事^{ハシ}を季^{ハシ}と期
しきが既^{ハシ}よからず^{ハシ}はるはる卒^{ハシ}あ家の^{ハシ}代^{ハシ}と^{ハシ}勇^{ハシ}ふ生^{ハシ}
きうち^{ハシ}をえじびく住^{ハシ}すす半^{ハーフ}秋田^{ハシ}あれど出羽^{ハシ}のみよ
て秋田^{ハシ}の城と^{ハシ}かくがゆ^{ハシ}よよく秋田^{ハシ}の^{ハシ}と^{ハシ}と惠
育^{モウ}の族^{ハシ}と秋田^{ハシ}と^{ハシ}と人の名字はやうよ寧^{ハシ}城の^{ハシ}み
とく名^{ハシ}あやうよおほえぬ毛^{ハシ}ハ藏^{ハシ}の名^{ハシ}とて時^{ハシ}よ其^{ハシ}と

官行司

十三 外
太宰府乃事

ち寧府也。とゆくやひくが多
分族あり。それじ佛亦、筑波後、肥前、肥後、日向、豐前、安
佐大隅、薩摩など九州とよ臺は對馬と二鴻や、
九國は二鴻と統て是と純紫とよナリ。夙古記と考ふ
人王丈二代允恭天皇の御宇異朝よりは草貢も是
と九國二鴻をうつて是と真桑とよふうにうつてから
て少く都て純紫とよりあつてか染紫もともと比勘
と云々。遂に三韓をわせど角斗ば仲哀神功

又新ノ御宇より或と玉化ノ限ノ貞きのとをもひ
半毛をわり又と玉化ニヤシトく邊候よ併す事もあ
リテモもく移クナシトムニキチ宰府ト設ク九畠
二畠ノ本とは接ヒミオモキヒトク太宰乃義と
シテ太宰府と号セラ何ノ御宇からんと先て多ニモ
ツカシムアシナシトツル世代推古帝十七年四月
統ひまの太宰の奏上とつる事ナシトジ社右より置
トテスナリ凡て二畠トアシムと大ニモト
外夷ト迫る事多シ其亂とちのめびと為ニ太宰府
と置く所以下の官人と仕セヨモナカリ極艸と云

大宰府ノ長官ト申ハ引帥の儀ムシヒシウト訓
大宰府乃長アア九品ニ鷹乃官領ナムモリ帥と
称すハ荀トアリムト解ニ同レ相苟從三位也

(十三) 大武サ武志半

大武少武といふ武二人の名とも御て軍書ナムアキ
アキニ半をゆきち家族あり大武と小武も大宰府乃次
安ムク帥ノミト大武ハ正立位上トおあると人王立代
桓武天皇延暦十二年又從四位下ヲ改メテ終ト女武ハ
從立位下ヲ相當ルナリ肯ハ名家ハ夷々儀の四位以上
至くハ大武より任ば四十代天武天皇丙午十月冬後從

四位下ヨリ小野朝臣毛野大武より任ド七十代後白河院
保元二年平朝臣清盛大武とナシモ多ヒ

宮位訓卷之四

一 記錄而八年

記録所といふは只物と記録とあらとお済まくか事
くことしきひめし一族ありのをす推量ふるゆき
もとさながら傳奉多められじ記録所といふ。全
七十一代後三象院延久元年。諸國衰歟一そが
民下よ考へじめし。翻聞ふ達。御門是と穿
乃ひやゆりあく。天皇わづくうか。すがれのと
先くよ同よ記録所と設あ。天皇室よ出御わく
躬天下の私とて。主後時代より多く用於一すば

九十五代後醍醐天皇の御宇元年(承和元年)トアリ
て万葉氏衛^{ミタマ}ト^{ミタマ}御子^{ミタマ}と^{ミタマ}
御子^{ミタマ}下乃^{ミタマ}御子^{ミタマ}ト^{ミタマ}御子^{ミタマ}と^{ミタマ}
御子^{ミタマ}上婦^{ミタマ}又^{ミタマ}辨^{ミタマ}又^{ミタマ}國^{ミタマ}圖^{ミタマ}又^{ミタマ}寄^{ミタマ}人^{ミタマ}と^{ミタマ}置^{ミタマ}上^{ミタマ}御^{ミタマ}ハ長^{ミタマ}官^{ミタマ}人^{ミタマ}中^{ミタマ}納^{ミタマ}之^{ミタマ}
勅^{ミタマ}官^{ミタマ}と^{ミタマ}御^{ミタマ}次^{ミタマ}斬^{ミタマ}の事^{ミタマ}御^{ミタマ}奉^{ミタマ}行^{ミタマ}次^{ミタマ}御^{ミタマ}官^{ミタマ}へた^{ミタマ}の
大^{ミタマ}中^{ミタマ}每^{ミタマ}益^{ミタマ}主^{ミタマ}職^{ミタマ}守^{ミタマ}等^{ミタマ}是^{ミタマ}不^{ミタマ}任^{ミタマ}ば國^{ミタマ}圖^{ミタマ}又^{ミタマ}判^{ミタマ}官^{ミタマ}之^{ミタマ}諸^{ミタマ}事^{ミタマ}
あ^{ミタマ}ひ^{ミタマ}よ^{ミタマ}通^{ミタマ}の^{ミタマ}車^{ミタマ}足^{ミタマ}よ^{ミタマ}任^{ミタマ}ば寄^{ミタマ}人^{ミタマ}ハ主^{ミタマ}曲^{ミタマ}之^{ミタマ}而^{ミタマ}か^{ミタマ}れ^{ミタマ}れ^{ミタマ}
筆^{ミタマ}乃^{ミタマ}職^{ミタマ}カ^{ミタマ}す^{ミタマ}之^{ミタマ}と^{ミタマ}支^{ミタマ}筆^{ミタマ}下^{ミタマ}基^{ミタマ}御^{ミタマ}乃^{ミタマ}車^{ミタマ}と^{ミタマ}補^{ミタマ}也^{ミタマ}る^{ミタマ}あ^{ミタマ}れ^{ミタマ}
や^{ミタマ}う^{ミタマ}大^{ミタマ}藏^{ミタマ}と^{ミタマ}か^{ミタマ}ら^{ミタマ}く^{ミタマ}「^{ミタマ}主^{ミタマ}文^{ミタマ}育^{ミタマ}ひ^{ミタマ}ら^{ミタマ}」^{ミタマ}

(一) 雅樂察考

雅樂ひと樂所別焉とあひえども人多しと云ふは
雅樂は地トハ法事の如すより樂所乃別焉ヘ
ム御ノ音樂よ達すするに物セモヤマツリ也之
れど雅樂家と云ふ男より樂人音聲と云ふ
察すて藝古也くらむ極日本乐者樂也併シ
始めより人王代欽め帝十九年二月忌滿也
勅と下すく樂師と云ふ者獻もさう内侍
乃司成也くらむ後世七代孝徳帝大化八年二月雅
乐家成也くらむも未だ半と云配臣とゆく
はくらむりもれど雅乐を樂所別焉乎

卷之三

三
ワタシ
セヤバツ
の牛

(四) 齐家乃御子

うふと支那のものあつたもみのうるを
税と云ふ事あつてがまもくねあら海あよしの税
事はとめれどもと税と書くは曲字すれども元
税ゆきよとゆきとゆきとゆきとゆきとゆきと
ありてよひに称すありて權乃稱正わりもやす
正の税あり權乃の税ありともとを有すが故に
と税とあるとては小野ぬ役のあつてもやらうと
清すれ隣すれちりとては強とてとてとてと
れとれとれとれとれとれとれとれと

お四れはと録りて文商御へ一向にこまのからと海
一ぬべ一極管家へとへ草原の姓の姓の姓の姓の姓
きうち御嫡流ともは敵と号ひ是則至扇乃御み
ち人緋太家興安高徳内長の嫡より御代を傷
家ゆく度子の主へあらんは出まつる御子を宣
廟より十代の御末日參儀正二位大庭御安永
とづの人の六世の帝を御御範とす日本が御
生キ人傷すとひ長の次男刑アモモウリヌ象の
一家コトアレセウル御子を孝寺道がふか
郭へかわく延一秀師と傷松ニカの傷もア半四紀

みアノとあり其後も長九郎長徳の次男五二位家
茂長とつゝ人毛東坊歟の祖と又毛後參儀安永
至良とつゝ人毛長萬の一家也アリこれとも過度
もり又家安乃家へおもひ立象奉り東坊歟の家也
あハ也毛ひ毛後又毛過度アリ萬萬歟の家也
ひねび家かとく納云侍従又文章の博士人内記等
と氣任とくお才小早進わり故小早書勅書宣命
主外佐記と書く御役と佐記とは佐職と下うその
綸命く内記御承よもやく御書とれり年月と書
御りて歎歎よゆれど更ふ宸冕と深くせむひゆ

御行の下ふ御前とよすと遊んで中務省了
詔み中務是と案して跡よ一通りと書
下に連署宣旨奉行ともうか
右内官よ達するを内官書
奏わり事又至らずて内官書
と奏くとあよ一通とう其後も人へとまくわ
内作法とくらやあらじとある家の御りがちそくふ思ひ
あらべ年小わす

五
名都ノ御事

名をかくすの如きは、わが身よりよしゆけ
子孫ありまねじ。名家と称すとき、日野爰唐、萬葉集

柳原家、鳥居處、草房、ちの處、室處、万里小河、奉勸修
寺、中門處、清閑寺、小川坊、琳慶是十一家すり
是波名家と称すりますへどのく、告傳つたり丈紫
乃徳、驛、えんぐあふる名家とアヒナ、さうねひ一家二流
より田野家とアヒテ、人職冠々代り、後院長、右左臣
内磨、久比御子、從三位主、夏、内磨の也男すり
弓、傳記少へアヌえはれど、家督へはづ、冬嗣、ひづを後院
てもと軍地、あんた六所とアヒテ、がりぬまえに、うち十兵
の清よ田野中納云後院、先々とアヒテ、今も後院跡、毛白の
附名、すりひ後院、すすきは、县三人、うちも男と貢名をか

トシテ日野と継後ヨリ次男を資アシキトシテ柳至後
乃ち後アフタ二男と日野中納ミナハラ云資アシキトシテ柳至後
すりつまと太平記タヒシキノ時トキナカニ後アフタトシテ其ヒみ
子半ハーフナリひ資アシキトシテ柳至後アフタトシテ其ヒみ
新後アフタトシテ柳至後アフタトシテ其ヒみ
治アフタトシテ柳至後アフタトシテ其ヒみ
は四家成日野家と稱アフタトシテ其ヒみ一派アーフトシテ拾遺アシキ
て初任アフタトシテ柳至後アフタトシテ其ヒみ一派アーフトシテ勸修アシキトシテ子嗣アシキ
乃六男忠に云の柳至後アフタトシテ其ヒみ一派アーフトシテ勸修アシキトシテ子嗣アシキ
丈也高アフタトシテ東中納ミナハラ云高輔アシキトシテ耳鳴アシキトシテ耳鳴アシキ

家継アシキトシテ日野正三位資アシキトシテ清家守アシキトシテ家継アシキ
又權中納ミナハラ云後アフタトシテ小川坊源義アシキトシテ家継アシキトシテ
正三位權大納ミナハラ云經繼アシキトシテ中附アシキトシテの後アフタトシテ方
里少海義アシキトシテ年紀アシキトシテ人の體アシキトシテ大納ミナハラ云高房アシキ
の御アシキトシテ葉室義アシキトシテ興隆アシキトシテ之アシキトシテ之アシキトシテ
勸修アシキトシテ新アシキトシテ廷尉アシキトシテ將アシキトシテ之アシキトシテ
立位アシキトシテ禁アシキトシテ是名家アシキトシテ家アシキトシテ之アシキトシテ
官アシキトシテ有アシキトシテ多アシキトシテ四舍アシキトシテ人アシキトシテ解アシキトシテ人アシキトシテ
安アシキトシテ有アシキトシテ多アシキトシテ之アシキトシテ有アシキトシテ之アシキトシテ

(六) 安アシキトシテ有アシキトシテ多アシキトシテ

すりつまを天より下され 宮内へいづらうまうり
とそのうちあんやうわくとて徒歩あるが養はせ
納ふことひとて書くうちに筆妙が筆てさしとてお
らす定りすまをかげど先自書時々とてお城下
あくまを下ふ書く他よりハクムことてお城下
み事より自身の筆なり何某が稿を はす何某を
へあらひめり

七 參議佐署のう

姓乃朝臣名乃朝臣とゆどゆどゆと僻事と云
いふる族ありて參議とよと大政官れは官ち

相あら正西位下されどニ三後ふいきのくも殿宮の
御之大臣之中納云よ參議下の政と議候ゆべし
參議とすと云れ先定わら職掌ケルよとくは
よあら人至四十二代文武帝大寔二年五月小姓を多
參議ふと玉く怪に位不併安慶正四位下參議人
等下して相あらじか官元乃めし四十三代
元昭帝の時中納云よ十四代元正帝娘老元年十月
よ安東房前もよ位一治ノ葉氏帝天平元年小姓
參議二人をよとよとよとよとよとよとよとよと
右今アラズされを參議ハ瑞臣也位少との方徳あら

車勅カツクとすりて人臣等カミノヒトのぬと參スル儀イニシをすりてく
正官マサノカミふわハナダツりハナダツれハナダツ正官マサノカミの除マサツ國カントウの是ハシマツ候マサツ事ハシマツもどりす
相シマツ例シマツリの例シマツリと又アリ參スル儀イニシよハシマツりハシマツに候マサツ是ハシマツ不マサツ仕マサツされマサツと
よハシマツかハシマツ何ナニ某カタ約ハシマツ臣マサツと称マサツすマサツたゞマサツで參スル儀イニシ不マサツ諸マサツ嗣マサツ
約ハシマツ臣マサツの類ハシマツひたりハシマツ二ニ位マサツ以マサツ上マサツ是ハシマツよハシマツ位マサツ下マサツとマサツ姓マサツとマサツう
あく姓マサツの約ハシマツ臣マサツと称マサツばマサツとマサツを參スル儀イニシ不マサツ諸マサツ嗣マサツとマサツは
類ハシマツいハシマツそれハシマツとマサツの約ハシマツ臣マサツ姓マサツの約ハシマツ臣マサツとマサツを參スル儀イニシ不マサツ諸マサツ嗣マサツとマサツあるマサツ

(八)

もマサツ内マサツ侍マサツの車

もマサツ内マサツ侍マサツの車カツと太タケ平ヒラにあくマサツまちうらマサツまちく

わマサツぬマサツめマサツはマサツつマサツ候マサツあマサツるマサツもマサツ内マサツ侍マサツとマサツはマサツ内マサツ侍マサツ掌マサツ
乃マサツうマサツれマサツ身マサツ一マサツ鷹マサツとマサツそマサツ又マサツもマサツせマサツ鷹マサツ乃マサツ馬マサツよマサツ而マサツ經マサツす
ゆマサツよマサツ長マサツ鷹マサツ又マサツよマサツすマサツしマサツもマサツ公マサツ方マサツ一マサツ身マサツ而マサツ經マサツす
ゆマサツとマサツ勾マサツ内マサツ侍マサツもマサツ候マサツ足マサツゆマサツ詔マサツ奉マサツすマサツとマサツおマサツこマサツれ
ゆマサツはマサツあマサツ向マサツ内マサツ侍マサツもマサツ候マサツ向マサツ御マサツ勅マサツとマサツよマサツく書マサツ出マサツ
詔マサツ奉マサツ書マサツとマサツ奉マサツ書マサツとマサツあマサツ沙マサツツ
鷹マサツのマサツ次マサツ續マサツひマサツて上マサツ御マサツへマサツ傳マサツすマサツる

(九)

准マサツ入マサツ臣マサツのマサツ事マサツ

儀マサツ同マサツ二マサツ同マサツとマサツのマサツ底マサツ百マサツ人マサツ一マサツ首マサツよマサツあマサツるマサツ細マサツ一マサツ人のマサツ事マサツや
准マサツ入マサツ臣マサツのマサツ事マサツをマサツ入マサツ納マサツみマサツとマサツ手マサツく

熱湯がゆ。またとて古事記ある。かくをもと
太白の歴ちて年と云ひて肉もと人馬を准^{アシ}
つる年。わざわらの太白肉^{サウ}ト^ト二日よ儀^ヤハ同^トと称
すよりあれをかむづの寔^{モリ}生^{モリ}とみく。其後^{モロ}人
かむづ肉太白^{モリ}ヒよふる者^{モリ}也。終^{モリ}もあり^トト^モ
つと終^{モリ}もあらず。至^{モリ}四十二代丈彦帝^{モリ}太室三年正月^{モリ}
皇^{モリ}子三^{モリ}正刑部親王^{モリ}知^{モリ}大政^{モリ}有^{モリ}り^トも^ト又^{モリ}十^{モリ}代元^{モリ}正^{モリ}
帝^{モリ}魏^{モリ}老^{モリ}四年^{モリ}ふ一^{モリ}正舍^{モリ}人^{モリ}欽^{モリ}王^{モリ}又^{モリ}四十^{モリ}九^{モリ}代栗^{モリ}王^{モリ}帝^{モリ}
平^{モリ}九年^{モリ}ふ^{モリ}參^{モリ}儀^{モリ}從^{モリ}二^{モリ}往^{モリ}人^{モリ}龜^{モリ}之^{モリ}鹿^{モリ}王^{モリ}相^{モリ}述^{モリ}く如^{モリ}
政^{モリ}官^{モリ}中^{モリ}も^{モリ}清^{モリ}ふづき^{モリ}も^{モリ}この^{モリ}内^{モリ}黑^{モリ}帝^{モリ}わ^{モリ}うと^{モリ}是^{モリ}

主に附屬する小姓たる者の中の
少とれども又ひよの儀となりて
御政官すと。先に
其後二百七十年中絶して六十六代一束流寛弘九年
帥伊周太宰府よりゐるが、九年の間亦有小姓
称。一姓毛ともり即百七十年と云々九十代後宇多
院弘安七年從一位ノモトモト基奥ニ禁院の別庵と號
し終は同二位五位勲人定光勲位として五位小姓ト
朝矣。もうべきのアリに宣以下下う基眞が安守トウ
て多岐に活用三司と号す其後九十八代伏見院正直

五年み定實スミヨシニ九十三代後三重院嘉元三年カイガクジンノサントウ小實家云
皆准大臣の宣旨と號セイジせ給ふ。九十五代後嵯峨帝建
武元年六月シクガツお清寧セイガニルもア納去定房タヂマフア家カミと大臣
小准コトスミ一ノ名イチノメイ其後名セイガツメイ亦准大臣の例スミヨシ希ヒニ西深代後本
御門ミツモン院文ミツモンイニえ年ヒヨウ小廣コトハラ稿ハラハラ人納去綱光ハラハラセ百七代正親
町院天正二年に鳥丸大納言賢任タケルア賢任タケルア告從一經イチヨウは叙
准スミヨシ之の宣旨と蒙モリア也禁モリ告從く變換ヘンカンの事モノ

⑩准三后の沙事

准スミヨシニ名メイと署サクレスミヨシと稱スミヨシドよりい職シヨウと御門跡ミツモンシヨウ
ごと小かけコトスミあアとゆユアアよゆユアアのとトとトいり

志家族多タチハラシタチ一ノ子スミヨシ准スミヨシ三后ミツモントナスハ天皇太后タケルノミコト是天皇
内ナカニ御母ミツモト母モト天皇太后タケルノミコト是天皇母モト天皇太后タケルノミコト是天皇
天子ミツコト之妻ミツコトノミツコト三后ミツモン小准コトスミヨシ准スミヨシ三后ミツモントスミ
准スミヨシ之ノミ称スミヨシトスミスミヨシ是ミツコト御門跡ミツモンシヨウア納去モリセモリトスミ
き御ミツシヨウてスミヨシ御ミツシヨウトスミスミヨシ御ミツシヨウ御ミツシヨウ天子ミツコト小准コトスミヨシ准スミヨシ之ノミ
准スミヨシ御ミツシヨウ傍ミツシヨウちミツシヨウトスミスミヨシ御ミツシヨウ御ミツシヨウ天子ミツコト小准コトスミヨシ准スミヨシ之ノミ
准スミヨシ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ天子ミツコト小准コトスミヨシ准スミヨシ之ノミ
御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ天子ミツコト小准コトスミヨシ准スミヨシ之ノミ
御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ御ミツシヨウ天子ミツコト小准コトスミヨシ准スミヨシ之ノミ

⑪御門跡ミツモンシヨウの事

即門跡の事代愚龍の族とありと云ひてあふるを
あらぬすふりひめしむこう涉すきよざれらは
やと称すがまへ人王五十九代宇多天皇寛平八年八月
より光孝天皇即門跡より傳と大内山よ仁和寺と草創あり
是と御室と号ひ寛平法皇は開基わづは傳と門
の跡もアヒテ御門跡と称す即門跡の号もれ
より始て御とある事と亦と帝主の所連枝等御師と
むうへ法門は入セシテは教主宣下ありとく御もすりやば
常の教主のゆく四足一足その御もすりやば
法號この御位のたまごと守り宮御門跡と称すより

(三) 儒勢なり

仁和寺と御門跡の開基とく寛平法皇の御寺され
を自餘よ後どくは是と云ふと佛勢と号へ 宮門
跡を上角みとく必一足教主と自餘へ立門跡へニ足教主
御は傳ありとくやと亦持家の事達り利發りりく
釋門は入後と持家の門跡と称す又清華の御恩を
もと清元門跡をとく称すより

(三) 儒勢天王故丈本

阿加のタカカジ 大勢寺へ五十六代法皇天王の故丈ならず
貞觀十八年二月十五日小僧院と改りて大覺寺と云

又門跡ナリ板小野の幽心院死廟乃ニ寶院ハ高家之法
ナリ山科の勧修寺と清花門院とソト大迦叶^{タカツバ}
すがとの五ヶ寺ハ高家家元より東寺の門跡

(西)後白河院離えのり

丈仏妙法院門主のうえも七十六代後白河院の
御所今能野法住寺くわづ離ま成つて御所^{モロ}を
は歌と家とあつて是則歌山也三門跡の主也の
カリ又後嵯峨天皇の西子を信えとマセアと通じて
かひ本すかくわ軍上南くわざと行ひはまくとおも
王室の元^{ガス}今考ふ小権井は歌主の傳の中了

山家すすめたり

(五)歌山三門跡の事

小原を圓融院より六十四代円融院の門跡すく宣^{ハシ}
カリ。栗田に^ハ青蓮院門跡と修業天王の門跡
そして又門跡と作程要陳院へ^{ハシ}第三年小山^{ハシ}と
一宗寺小山^{ハシ}と良尚法警門同基^{ハシ}東嚴山の毘^{ハシ}
沙門堂ハ世^{ハシ}小清华門跡とす。若天台家^{ハシ}板圓融
院青蓮院妙法院へ山門の先^{ハシ}と云ふ事有^{ハシ}よて嚴山
の三門跡と称すりく

(六)二山換枝の事

御東の聖護院ハ源氏天皇ハ所用基宮門跡ゆく無
野本宮新宮那智三山の捨松伐くこと成善法ノ裏
寶相院を又門跡ニ二井寺の圓滿院ハせ小方門跡
ト称しもつたり以て三ヶ寺ハ天台宗ゆく三井寺の
長吏と係り南都の一乘院ハ公方門跡同大本院を
持家門跡ニニヶ寺と南都の五門トヨリして法相室と
兼ねハ東山本智恩院を主の院と云く淨土宗門を
御棟梁と也

七 在猶寺後 年

向宗の御跡と准の法と称する年是もろ年是もろ年是

わづ人王百四代後御門跡の内時よりはゆりそり
まひむけ下太祖アヤシム軍も宣方丈義
走りを。而すと治中ヨ乱入ヘ返出セズ又退ヘテ諸
重七ねあとく己くゲルがひめくとよ見テ
承伏アヤシ只欲心強烈の財にちくに義礼法の理も從
忠信者弟乃る成ツキアソトナケビトばらうつよ
くて威あらひせらふとびらかみ立石乃貴と
うきと忽其徳をこそ剥削化を悪く押さ
きともせびれどもあつたねぐく寐くすりはおゆに乍
然も憂患儀とゆんで終ふ其功移辯乃む襄称也と

准つぬの宣下と蒙り候ひかゞく岡山親鸞上人乃
ちとくあ修よち天恩乃ばに而とひ法体乃をさ
たちとくとひな院本坊宮のゆゑにてまの代今ぞう
うぬ余盡十方の法味をがくがくえゆる。

宣上 刷卷 三四終

官位刻銘

さく川喰印倉辨顕うりて
世の人洗れキ油へたゞへある。豈
位乃道をぬきせ堂と欲す。也
いへども題号ぬこ候見くハ耕乃
名ふたりする者多の様也

思ひ傍らん人もありなん。あ
あち關つけするを補よひ備そなへする
と増おきて今官佐よみがへ刑けいと綴つづる
仕ゑるものなし

于時某係一歐畫者因不篤信揮毫

軒

八牛傳

